

ご利用料金のお知らせ（はり・きゅう）

ご利用料金については、厚生労働省保険局により定められたものとなります。

【健康保険適用】下記料金にて施術を受けるには、**医師の同意**が必要になります。

マッサージ、はり・きゅう施術の両方をご希望される場合は、各々の同意書が必要になります。

※同一病名または症例ではなく、各々施術をおこなった場合、要件を満たせば算定可能です。

【はり・きゅう】

保発0531第2号

術数 往療料金	初回 / 初検料+施術料		2回目以降 / 施術料(初検料なし)	
	1術 (1,780円 +1,550円)	2術 (1,860円 +1,610円)	1術 (1,550円)	2術 (1,610円)
0~4.0km (2,300円)	1割:563円	577円	385円	391円
	2割:1,126円	1,154円	770円	782円
	3割:1,689円	1,731円	1,155円	1,173円
4.01~16.0km (2,550円)	1割:588円	602円	410円	416円
	2割:1,176円	1,204円	820円	832円
	3割:1,764円	1,806円	1,230円	1,248円

枠内は施術料+往療料の合計になります。

【往療料金】 担当させていただく施術者が保健所へ届出た住所地から利用者さまの居住地までの直線距離で往療距離を算定いたします。

【疾患】 神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患が療養費の支給対象となります。

【術数】 1術・・・はり又はきゅうのいずれか一方 2術・・・はり、きゅう併用

～施術時間、健康保険適用に係る医療助成について～

【施術時間】 マッサージ・鍼灸施術併用の場合、**約40分**を目安に施術を行っております。

【医療助成】 **被爆者手帳**や**重度障害者医療費受給者証**<注1>をお持ちの方は、**自己負担なく**ご利用いただけます。 ※生活保護受給者も自己負担なし

<注1> 保険証住所が広島市の場合は自己負担なくご利用いただけますが、市によっては200円/1回となる場合もございます。

【施術体制】 当社は**利用者さま1名に対し、施術者1名**が担当いたします。

*訪問回数によっては、複数の施術者が担当する場合もございますのでご了承ください。



同意書 (はり及びきゅう療養費用)		
患者	住所	
	氏名	
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
病名	1. 神経痛 2. リウマチ 3. 頸腕症候群 4. 五十肩 5. 腰痛症 6. 頸椎捻挫後遺症 7. その他 () ※ 1～6は、当てはまるものに○をつけて下さい。 7は、慢性的な疼痛を主訴とする疾病で鍼灸の施術に同意する病名を記載下さい。	
発病年月日	昭・平・令 年 月 日	
同意区分	初回の同意 ・ 再同意 (○をつけて下さい)	
診察日	令和 年 月 日	
注意事項等	施術に当たって注意すべき事項等があれば記載して下さい (任意)	
<p>上記の者については、頭書の疾病により鍼灸の施術に同意する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>保険医療機関名</p> <p>所在地</p> <p>保険医氏名</p>		

※ 保険医が、当該疾病について診察の上で同意書を交付する必要があります。(裏面参照)
 保険医氏名は、診察した医師の氏名を記載して下さい。

【療養費同意書交付料】 主治医が当該診察に基づき、療養費の支給対象と認めた患者に対し、はり・きゅう施術に係る同意書または診断書を交付した場合に算定されます。

*はり・きゅう施術に係る同意書有効期間は6ヶ月になります。

診療報酬点数 100点 (1割負担:100円 2割:200円 3割:300円)

【施術報告書交付料】 同意書有効期間が切れ、再び同意書申請する際に担当施術者が施術報告書を作成し、主治医ならびに保険者へ申請します。その際に係る交付料です。

交付料 480円 (1割負担:48円 2割:96円 3割:144円)